

平成 20 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 鶴弥
代表者名 代表取締役社長 鶴見 栄
(コード番号 5386 東証第 2 部・名証第 2 部)
問合せ先 常務取締役管理部長 稲垣 富定
T E L 0569 - 29 - 3740

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 9 日開催の取締役会において、定款一部変更の件を平成 20 年 6 月 26 日開催予定の第 4 1 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- ・ 経営体制の強化・充実を図るため、役付取締役として会長職を新設いたします。
- ・ 補欠監査役の選任決議の有効期間(補欠監査役としての任期)を定款により定めるものいたします。

2. 定款変更の内容

| 現行定款 | 変 更 案 |
|---|--|
| (代表取締役および役付取締役) 第 2 4 条 4 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第 3 5 条 (新設) (新設) | (代表取締役および役付取締役) 第 2 4 条 4 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名選定し、 <u>取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u> 第 3 5 条 3 <u>会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 4 <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 26 日(木曜日)

以 上